三重県飲酒運転Oをめざす年次報告書 (令和2年度の施策実施状況)



令和3年 10 月 三 重 県

はじめに

県では、平成18年をピークに飲酒運転事故件数、検挙件数とも減少傾向にあるものの未だ根絶には至っていません。

飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は、大切な命を奪う重大な事故に直結する危険な行為であることを深く認識するとともに、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って取り組まなければなりません。

このため、平成25年7月に、「三重県飲酒運転0をめざす条例」(以下「条例」という。)を施行し、県の責務、県民や事業所の努力といった各主体の役割を明らかにして、規範意識の定着と飲酒運転の再発防止という基本方針の下に、飲酒運転のない社会づくりを決意したところであり、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を推進していく必要があります。

この年次報告書は、条例第6条第4項の規定に基づく「第2次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」(平成28年度~令和2年度)において、県等が行う施策の実施状況についてとりまとめ、公表を行うことで県内の飲酒運転の状況と飲酒運転根絶に向けた取組を県民の皆さんにより深く理解していただき、現状と課題に対する共通認識を持つことにより、今後の施策へ反映していこうとするものです。

(参考) 三重県飲酒運転 0をめざす条例(抄)

第6条第4項

知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

目 次

第 1	「訇	52次三重県飲酒運転 ^で をめざす基本計画」の概要	1
第2	Ξ	三重県の飲酒運転の現状	
1	食	次酒運転による人身事故の発生状況	2
2		饮酒運転違反取締件数	
第3	f	合和2年度の数値目標達成状況と課題	
1	基	基本目標	4
2		f動目標	
第4	「角	32次三重県飲酒運転 O をめざす基本計画」に基づく令和2年度の取組と課題	
1	砉	基本計画に定める4つの基本方針	7
2	砉	基本方針の取組(成果と課題)	7
第5	4	う後の取組方向	
1	刔	見範意識の定着	12
2		な酒運転の再発防止	13
第6	「貧	32次三重県飲酒運転 ^で のをめざす基本計画」に基づく令和2年度の具体的な取組も	犬況
I	食	次酒運転防止のための取組	
	1	飲酒運転防止意識の普及徹底	14
	2	広報啓発活動の推進	18
	3	事業者等による取組	20
Π	孝	女育機関等による教育	
	1	段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	26
	2	運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	29
Ш	食	次酒運転の再発防止のための措置	
	1	飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	30
	2	飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進	31
IV	食	次酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及び	その
	疑レ	いのある者への対策	
	1	飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	32
	2	アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	33
V	糸	合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	
	1	県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進	37
	2	相談体制の確立	37
	3	情報提供	37
	4	飲酒運転0をめざす推進運動の日	38
	5	表彰	38
	6	実施状況の報告と公表	38
0			
	1	令和2年10月1日 三重県知事定例会見	0.0
	6	「『飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例』の取組成果」	
	2	三重県交通対策協議会 飲酒運転0をめざす部会の構成	43

第1「第2次三重県飲酒運転^で0をめざす基本計画」の概要

1 はじめに

- 飲酒運転の根絶のため、 行政や関係団体が連携して飲酒運転でをめざす運動を推進するための総合 的な取組を定める。
- 計画期間は、平成28年4月1日~令和3年3月31日の5年間

2 目標の設定

●計画期間の目標を設定し、その達成に向けて取り組む。

基本目標(飲酒運転人身事故件数)

38 件以下(H28 年)→18 件以下(R2年)

<u>活</u>

動

且

<u>標</u>

1. ハンドルキーパー推進店等の指定 6,400 店 (事業所) (H28 年度)

→10,400 店 (事業所) (R2年度)

3. 飲酒運転防止にかかる交通安全 教育実施率(教科又は特別活動等) 100%(H28年度)

→ 100% (R2年度)

<u>2.各種交通安全講習等における飲酒運</u> 転防止教育の実施率

100% (H28 年度)

→ 100% (R2年度)

4. 飲酒運転違反者の受診率 46%以上(H28年度)

→ 50% (R2年度)

飲酒運転 O ~ STOP! 飲酒運転 in みえ~

3 飲酒運転防止のための取組

- 1. 飲酒運転防止意識の普及徹底 「飲酒運転は絶対しない、させない、許 さない」意識の浸透等
- 2. 広報啓発活動の推進 飲酒運転根絶キャンペーンの展開等
- 3. 事業者等による取組 ハンドルキーパー運動の推進等

規範意識の定着

4 教育機関等による教育

等との連携等

- 1. 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進 学校教育活動全体を通した教育、家庭・地域
- 2. 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進大学、専門学校等における取組等

5 飲酒運転の再発防止のための措置

- 1. 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」の運用
- 2. 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進講習指導員の資質の向上等

再発防止

- 6 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその 疑いのある者への対策
- 1. 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務 飲酒運転違反者への受診義務通知とアルコール依存 症の情報提供等
- 2. アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組治療継続の促進のための自助グループ活動支援等

7 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり

〇関係機関・団体による県民総ぐるみ運動 〇相談体制の確立 〇積極的な情報提供

〇飲酒運転⁰をめざす推進運動の日〔12/1〕 〇表彰 〇報告・公表

第2 三重県の飲酒運転の現状

1 飲酒運転による人身事故の発生状況

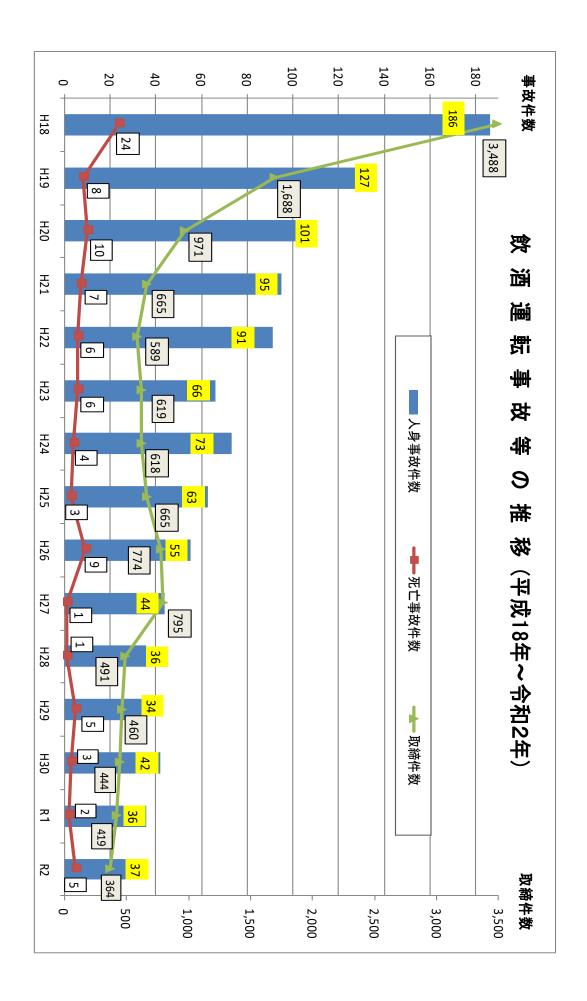
県内の飲酒運転による人身事故発生件数は、平成 19 年 9 月に施行された 改正道路交通法の罰則強化により減少しはじめ、令和 2 年の年間発生件数は 37 件(対前年比 1 件増加)となりました。

また、死亡事故件数ついては、5件(対前年比3件増加)でした。

2 飲酒運転違反取締件数

県内の飲酒運転違反取締件数は、平成25年の「飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」施行後、全国平均よりも高い減少率を記録しており、令和2年時点で、条例施行前年の平成24年と比べ40%以上の減少率となっています。

しかし、令和2年においてもいまだに364件(対前年55件減少)の飲酒運転違反が検挙されている現状にあります。



第3 令和2年度の数値目標達成状況と課題

県では、飲酒運転 0 をめざし、平成 26 年度に「三重県飲酒運転 0 をめざす基本計画」を策定し、さらに平成 28 年度に「第 2 次三重県飲酒運転 0 をめざす基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定しました。

基本計画の計画期間において、県、警察本部、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業所、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、1つの基本目標と4つの活動目標を設定しています。

令和2年度において、目標を達成することができた項目は、「各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率」、「飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科または特別活動等)」及び「飲酒運転違反者の受診率」という3項目で、達成できなかった項目は、基本目標である「飲酒運転人身事故件数」と「ハンドルキーパー推進店等の指定」の2項目でした。

1 基本目標

飲酒運転人身事故件数

設定の考え方・・・飲酒運転が0になることをめざして、毎年5件以上の 減少をめざします。

飲酒運転人身事故件数の推移

/ 22			14	
(=	3 107	•	(生)	
\ -	1位		\mathbf{IT}	

	H25 年	H26 年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R 2 年
目標値		53	43	38	33	28	23	18
実 績 値	63	55	44	36	34	42	36	37
達成状況		0. 96	0. 98	1. 00	0. 97	0. 67	0. 64	0. 49

〇 課題と対応

平成25年7月に施行された条例による取組の成果として、年間の飲酒運転人身事故件数は、平成25年の63件から大幅に減少しており、平成25年以降の県の減少率は、全国平均減少率を大幅に上回る状態に改善していますが、令和2年の発生件数は37件と、目標値である「18件以下」を達成することはできませんでした。

このように、飲酒運転人身事故は、大幅に減少しているものの、いまだに 飲酒運転違反者が存在しているため、引き続き条例の基本方針である規範意 識の定着、飲酒運転の再発防止に努めるとともに、警察本部においては、飲 酒運転による交通事故の分析に基づく交通指導取締りを推進していきます。

2 活動目標

(1) ハンドルキーパー推進店等の指定

設定の考え方・・・全ての飲食店・酒類販売店等の指定をめざし、年間 1,000 店以上の指定をめざします。

ハンドルキーパー推進店等指定の推移

(単位	・ 哇	(事業所))
\ = 1"	. ,—	\

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2年度
目標値		3, 900	5, 400	6, 400	7, 400	8, 400	9, 400	10, 400
実績値	2, 400	4, 246	5, 181	5, 628	6, 558	7, 426	8, 296	8, 920
達成状況		1.00	0. 96	0. 88	0. 89	0. 88	0. 88	0. 86

〇 課題と対応

令和2年度の実績値は624店(事業所)、累計実績値は8,920店(事業所) と、目標値である10,400店(事業所)は達成できませんでした。

ハンドルキーパー推進店等の指定については、(一財) 三重県交通安全協会 や警察本部が、飲食店や事業所に対して行うもののほか、三重県小売酒販組 合連合会の各地区小売酒販組合が開催する酒類販売管理研修(法定研修)の 受講者(飲食店等)に対して、くらし・交通安全課が行うものがあります。

指定の際には、条例に基づく事業所の取組について指導しており、目標達成のため、今後も広くハンドルキーパー運動の普及啓発に努めていきます。

(2) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率

設定の考え方・・・受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ 100% 実施をめざします。

各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育実施率の推移 (単位:%)

	H25 年度	H26 年度	H27年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2年度
目標値		100	100	100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	100	100	100	100
達成状況		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

〇 課題と対応

各種の交通安全講習(運転免許取得時講習・更新時講習・取消処分者講習・ 停止処分者講習・高齢者講習・安全運転管理者等講習、その他関係機関・団 体が行う交通安全講習)においては、飲酒運転防止教育を必ず取り入れて実 施することにより、目標値を達成することができました。

今後も、受講対象に応じた飲酒運転防止教育を実施していきます。

(3) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科または特別活動等)

設定の考え方・・・小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育実施率 100%をめざします。

飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率の推移

(単位:%)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R 2 年度
目標値		100	100	100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	100	100	100	100
達成状況		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1. 00

〇 課題と対応

県教育委員会は、小学校、中学校、高等学校に対して、地区別生徒指導連絡協議会や各種研修会において、学校における飲酒運転の根絶に関する教育の必要性を伝達しました。

保健の学習等において、飲酒運転の根絶に関連する指導を行った(実施予定を含む)と回答した学校は、小学校、中学校、高等学校で100%と前年度に引き続き目標値を達成することができました。

今後も各学校において、児童、生徒の発達段階に応じた飲酒運転防止教育が継続的に実施され、飲酒運転根絶の規範意識が醸成されるよう働きかけていきます。

(4) 飲酒運転違反者の受診率

設定の考え方・・・飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率 50%以上をめざします。

飲酒運転違反者の受診率の推移

(単位:%)

	H25 年度	H26 年度	H27年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R 2 年度
目標値				46	47	48	49	50
実績値		45. 2	43. 7	37.8	42. 0	46. 8	47. 3	51. 2
達成状況				0. 82	0. 89	0. 98	0. 97	1. 00

〇 課題と対応

令和2年度の実績値は51.2%と、初めて目標を達成することができました。 県は公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を 案内した書面を添付のうえ受診通知を発出し、受診報告期限の60日を経過し ても、報告がない場合には、受診勧告を行いました。 また、令和3年8月に策定した「第3次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」には、さらに受診率を向上させるため、受診勧告を行った後、40日を経過しても受診した旨の報告がない飲酒運転違反者には再勧告を実施することを新たに盛り込みました。

今後も、アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のため、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して適切な助言指導を行う等、飲酒運転違反者の受診率が向上するよう働きかけていきます。

第4 「第2次三重県飲酒運転 Oをめざす基本計画」に基づく令和2年度の取組と課題

基本計画では、条例の柱とする方針である「規範意識の定着」と「飲酒運転の再発防止」に枠組みした4つの基本方針を策定し、飲酒運転根絶への取組を推進することとしています。

1 基本計画に定める4つの基本方針

第2次基本計画の基本方針
〇飲酒運転防止のための取組
県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さ
ない」という意識の定着のための教育、啓発活動を推進
〇教育機関等による教育
教育機関等における飲酒運転 0 をめざす教育及び啓発を推進
〇飲酒運転の再発防止のための措置
飲酒運転をした者等に対し、再発防止のための教育を実施
〇飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコ
ール依存症及びその疑いのある者への対策
・アルコール依存症等の知識の普及及び飲酒運転との関係につい
ての啓発を推進
・飲酒運転違反者に対する受診通知とアルコール依存症に関する
情報提供を実施

2 基本方針の取組(成果と課題)

(1) 飲酒運転防止のための取組

ア 飲酒運転防止意識の普及徹底

「三重県交通安全県民運動実施要綱」の重点目標の一つに「飲酒運転等の根絶」を掲げ、四季の交通安全運動における啓発のほか、関係機関・団体による交通安全啓発活動、飲酒運転違反取締り、ハンドルキーパー

運動の普及など、様々な手段・方法で飲酒運転防止意識の醸成を行いました。

イ 広報啓発活動の推進

県は、飲酒運転の根絶をめざすための広報啓発活動の一環として、関係機関・団体と連携し、飲酒運転のをめざす啓発事業を実施しました。

この取組では、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という 規範意識の定着と飲酒運転の再発防止を目的として、多くのドライバー が訪れる道の駅において、スローガン「STOP!飲酒運転 in みえ~根絶 の一歩はあなたの自覚から~」を展開し、広報啓発活動を行いました。

また、ラジオ放送やテレビ放送等の各種メディアの活用、啓発用ポスター・チラシの作成・配布、四季の交通安全運動に合わせた広報啓発活動等を行いました。

※《令和2年度の啓発事業実施状況》

○ 飲酒運転 0 をめざす推進運動の日(12月1日)街頭キャンペーン

開催日:令和2年12月1日(火)

開催場所:道の駅 津かわげ

内 容:飲酒運転0をめざす条例の周知、飲酒運転の撲滅意識の醸

成を図るため、啓発チラシ・啓発物品を配布

実 施 者:県、警察本部、(一財) 三重県交通安全協会

(公社) 三重県断酒新生会

参加者 : 約 200 名

○ 新型コロナウイルス感染症への対応

啓発事業については、各季の交通安全運動等の機会を捉え、関係機関・ 団体と連携・実施してきましたが、令和2年度中は、新型コロナウイルス 感染症感染拡大防止のため、対面型行事が多数中止となりました。

このことから、新たな情報発信の方法として、秋の全国交通安全運動時に啓発メッセージ動画を制作し、動画配信サイト「YouTube」で配信するなどして啓発を行いました。

ウ 事業者等による取組

- (ア) (一社) 三重県タクシー協会、(一社) 三重県トラック協会、(公社) 三重県バス協会では、従業員に対する飲酒運転防止教育の実施、始業 点呼時等におけるアルコールチェッカーを使用した飲酒検知の実施等 について事業所への指導を徹底しました。
- (イ) 中部運輸局三重運輸支局では、バス、タクシー、トラック運送事業者に対する監査を実施し、アルコール検知器の設置状況や点呼の実施 状況の確認を行い、飲酒運転防止の徹底を指導しました。

- (ウ)(一社)三重県安全運転管理協議会では、酒酔い体験ゴーグル、アルコールチェッカー、交通安全教育DVDの貸出を行い、事業所における飲酒運転根絶意識の向上を図りました。
- (エ)(公財)三重県生活衛生営業指導センターでは、店舗巡回訪問時に自動車運転代行もしくは公共交通機関の利用、及びハンドルキーパー運動の普及に係る呼び掛けを行いました。
- (オ) 三重県小売酒販組合連合会では、酒類販売店への啓発ポスターの掲示、酒類販売関係者へのチラシの配布を通じ啓発活動を行いました。また、県は、同連合会と連携し、酒類販売管理研修の受講者に対して、事業者による飲酒運転防止の徹底(来店者への声かけ)を呼び掛けました。
- (カ)(公社)三重断酒新生会では、啓発チラシ等を作成し、県内の警察や 運転免許センター来所者への配布を行い、飲酒運転撲滅に向けた啓発 を行いました。

[課題]

条例施行後の飲酒運転人身事故件数は減少しており、全国平均減少率を大きく上回る減少率を記録するなど条例制定の効果が表れています。しかし、飲酒運転を根絶するには、更なる飲酒運転防止意識の高揚を図る必要があることから、関係機関・団体が連携し、取組を進めていく必要があります。

(2) 教育機関等による教育

ア 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

- (ア) 県教育委員会では、地区別生徒指導連絡協議会や各種研修会において、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転の根絶をめざす教育の必要性を伝えました。
- (イ) 交通安全教育実施機関においては、受講者の年齢に応じた研修等を 実施しました。

イ 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

- (ア) 運転免許講習等実施機関では、高齢者講習、運転免許取得時講習、 初心運転者講習等で飲酒運転防止教育を実施しました。
- (イ) 三重県小売酒販組合連合会では県内の大学、短期大学等の新入学生に対して 20 歳未満飲酒防止等に関する冊子配布による飲酒運転防止教育(啓発)を実施しました。

[課題]

飲酒運転の根絶をめざすには、幼少期から発達段階に応じた「飲酒とアルコール問題」に関する交通安全教育を実施する必要があり、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性や危険性について理解させることで規範意識を定着させる必要があります。

(3) 飲酒運転の再発防止のための措置

ア 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」では、専門の相談員が、飲酒 運転違反者や家族からの相談に対して適切な助言指導を行う等、アルコ ール依存症に関する受診率の向上に努めました。

イ 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

警察本部では、運転免許取消処分者講習、運転免許停止処分者講習で 飲酒運転の再発防止のための運転者教育を推進しました。

また、講習実施機関の講習指導員に対し研修を行い、講習時の飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

[課題]

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が「二度としない」という強い 自覚を持つことと、家族や周囲の者の協力により、飲酒運転を未然に防 止する環境を整えていく必要があります。

(4) 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策

ア 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

県では、公安委員会から情報提供を受けた飲酒運転違反者に対して、 指定医療機関を案内した書面を添付して、毎月受診義務通知を発出する とともに、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違 反者やその家族等からの相談に対して適切な助言指導を行い、受診率の 向上に努めました。

令和2年度においては、受診通知(381件)に対する受診報告数は151件、勧告通知(244件)に対する受診報告数は44件で、合計受診率は51.2%となり、令和2年度の目標数値である50%を達成することができました。

○ 受診(勧告)通知に対する受診報告件数の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
	7月15日時点	7月15日時点	7月15日時点	7月15日時点
通知書送付数	542 件	744 件	473 件	436 件
(前年同対比)		(+202件)	(一271件)	(一37件)
受診報告数	203 件	269 件	150 件	150 件
(受診率)	(37.5%)	(36. 2%)	(31. 7%)	(34.4%)
勧告書送付数	254 件	362 件	230 件	282 件
(構成率)	(46.9%)	(48. 7%)	(48.6%)	(64. 7%)
受診報告数	42 件	56 件	29 件	33 件
(受診率)	(16.5%)	(15.5%)	(12.6%)	(11. 7%)
合計報告数	245 件	325 件	179 件	183 件
(受診率)	(45. 2%)	(43. 7%)	(37.8%)	(42.0%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	令和元年	令和2年	令和3年
	7月15日時点	7月15日時点	7月15日時点
通知書送付数	417 件	395 件	381 件
(前年同対比)	(一19件)	(一22件)	(一14 件)
受診報告数	161 件	136 件	151 件
(受診率)	(38.6%)	(34. 4%)	(39.6%)
勧告書送付数	250 件	251 件	224 件
(構成率)	(60.0%)	(63.5%)	(58. 8%)
受診報告数	34 件	51 件	44 件
(受診率)	(13.6%)	(20. 3%)	(19. 6%)
合計報告数	195 件	187 件	195 件
(受診率)	(46.8%)	(47. 3%)	(51. 2%)

〇 飲酒運転防止相談窓口(平成26年4月1日設置)における相談件数の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月	計
H26 年度	4	3	6	10	5	8	4	7	13	9	23	19	111
H27 年度	17	19	16	15	18	12	14	13	16	13	15	12	180
H28 年度	9	10	15	8	9	12	9	13	7	11	11	12	126
H29 年度	12	2	10	8	10	6	8	4	8	9	8	6	91
H30 年度	15	11	7	6	10	11	10	6	8	6	5	8	103
R元年度	6	6	11	11	4	8	7	3	5	10	12	10	93
R 2 年度	5	4	3	7	15	10	14	10	11	8	10	4	101

イ アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

- (ア) 県では、アルコール依存症の早期発見のため、専門的な検査を受けられる医療機関を33機関指定しています。
- (イ) 警察本部では、運転免許取得・更新時に受理する質問票に基づき、 個別聴取を行い、アルコール依存症の把握に努めるとともに、申告が ある申請者に対して、医療機関での受診を助言しました。

また、飲酒運転により運転免許停止処分を受けた者に対しては、運 転免許証返還時の受診促進に努めました。

そのほか、取消処分者講習受講者226人に対して、アルコール・スクリーニングテストを実施し、アルコール依存程度を自覚させた飲酒運転防止対策を実施しました。

(ウ) (公社) 三重断酒新生会では、県内各地に酒害相談員を配置し、電話相談窓口で、「アルコール依存症及び飲酒運転」に関する相談に対応しました。

令和2年度中に19回の酒害相談に対応した結果、アルコール依存症からの回復をめざして、9名が三重断酒新生会に入会しました。

「課題)

県が令和元年に実施した「指定医療機関で受診した飲酒運転違反者の状況調査」の結果から、アルコール依存症の飲酒運転違反者が7%、アルコール依存症の疑いまたはアルコール乱用の飲酒運転違反者が60%と、受診した飲酒運転違反者の67%にアルコール依存症またはその疑いがあることが明らかになったことから、早期受診を促し、治療につなげることでアルコール依存症等からの回復を図ることが飲酒運転の再発防止に効果が高いと考えられます。

そのため、受診通知の発出とともに飲酒運転違反者やその家族等からの相談への対応により、早期受診、早期治療につなげていく必要があります。

また、受診率のさらなる向上に向け、条例の趣旨やアルコール依存症に関する正しい知識の普及、指定医療機関の追加等、受診しやすい環境整備を推進する必要があります。

第5 今後の取組方向

1 規範意識の定着

(1) 飲酒運転防止のための取組

飲酒運転の根絶のため、四季の交通安全運動における啓発、飲酒運転の をめざす啓発事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、メディア等を活用した広報啓発活動を積極的に推進していきます。

「第3次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」で新たに目標に掲げた企業等における飲酒運転防止に向けた教育を促進するとともに、「飲酒運転0

をめざす運動」のスローガンである「STOP!飲酒運転 in みえ」を展開し、飲酒運転防止意識の更なる浸透と高揚を図ります。

(2)教育機関等による教育の普及

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすためには、小学校から高等学校、また、飲酒を始める時期でもある大学において、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性、危険性について正しい知識の習得が行われるよう、継続して働きかけを行っていきます。

2 飲酒運転の再発防止

(1) 飲酒運転の再発防止のための措置

飲酒運転再発防止に向けて「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」への 飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して、アルコール依存症に関する 受診義務の履行を促すほか、飲酒運転防止意識の醸成・定着に向けた適切 な助言指導に取り組んでいきます。

また、適切な講習・指導が行われるよう講習実施機関の講習指導員へ働きかけを行い、違反者に対する規範意識の醸成を図ります。

(2) 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存 症及びその疑いのある者への対策

飲酒運転につながるおそれがあるアルコール依存症の早期発見のため、 広く県民に対してアルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとと もに、家族や事業所などの周囲の者が適切に対応できるよう対応方法や相 談窓口の周知に努めていきます。

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者及び家族等に対する助言指導により受診義務の履行を促すほか、保健所等において、アルコール依存症に関する相談を受けた場合には、アルコール専門医療機関と連携して支援を行い、アルコール依存症の早期治療へつなげていくとともに、「第3次三重県飲酒運転0をめざす基本計画」に新たに盛り込んだ、受診勧告後40日を経過しても受診報告がない飲酒運転違反者には再勧告を行い、受診率のさらなる向上に努めます。

また、受診しやすい環境を整えるため、指定医療機関の拡大を図るとともに医療機関、自助グループ等の関係機関・団体と連携し、アルコール健康障害やアルコール関連問題の知識の普及・啓発と理解の促進に努めていきます。

そのほか、アルコール健康障害対策基本法(平成26年6月施行)に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画(平成29年3月施行)」により、アルコール関連問題の解決・予防に向けて警察本部、市町、医療機関、行政機関との連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めていきます。

第6 「第2次三重県飲酒運転^{でつ}をめざす基本計画」に基づく令和2年度の具体的 な取組状況

(基本計画の体系に基づき記載 大項目5-中項目 15-小項目 51)

I — 1

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I	1	(1)	い口目の不久	日和2十及中で主な水脈がが
飲酒運転防止のための取組	飲酒 運転 識 徹 底	交教ル依飲に知及をや一症運すの	県のて新じなて育ル酒る徹は、は根運時め、機交ア存転識には免習まを安ル症にの努力にの努力をざ通全コと関普めていましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし	 ○ 三重県交通安全県民運動実施要綱に飲酒運転の根絶を 重点目標として定めたほか、酒類販売管理研修会や様々な 機会を通して、条例の周知に係る講話等を実施しました。 【環境生活部】 ○ 運転免許更新時講習受講者 224,519 人に対し、飲酒運転 防止教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 9月及び3月に事故防止セミナーを開催し、経営者、管 理者に飲酒運転の危険防止についての教育を行いました。 【(一社) 三重県トラック協会】
I 飲酒運転 防止の取組	1 飲防の底 転職 徹	(2) 飲根ンの	県安機関と運め一まで、各種等で団飲のンは、全会を機関し、絶々推集のンす。	○ 12 月1日に、道の駅津かわげにおいて、キャンペーンを行い、来訪者に対し、啓発物品、啓発チラシ等 200 個を配付し、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 【環境生活部】 【医療保健部】 【三重県交通安全協会】 【(公社) 三重断酒新生会】 【(公社) 三重断酒新生会】 (関係機関・団体と連携し、県公式 YouTube チャンネル、ラジオ、テレビ CM 等のメディアを活用した飲酒運転根絶に向けた啓発活動を展開しました。 【環境生活部】 「県・市町や企業と連携してポスター掲示やチラシ配布などの広報活動を展開し、飲酒運転根絶の機運醸成に努めました。 【警察本部】 トラックの日(10 月9日)の関連行事として南紀支部で飲酒運転根絶キャンペーンを実施したほか、四季の交通安全運動の機会に会員に啓発チラシを配布し、飲酒運転根絶に向けた啓発を実施しました。 【(一社) 三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	1 一 1 令和2年度中の主な取組状況
7177			計画者の本义	〒和2年度中の土な取組状況
I	1	(3)		
飲酒運転	飲酒運転	飲酒運転	県は、テレビ、	○ マスメディア (テレビスポット放送、ラジオスポット放
防止のた	防止意識	の危険性、	ラジオ、新聞等	送)を活用し、飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例、飲酒運転
めの取組	の普及徹	飲酒運転	のマスメディ	の危険性、飲酒運転事故実態の周知に努めました。
	底	事故実態	アを活用して、	
		の周知	飲酒運転の危	【環境生活部】
			険性や飲酒運	
			転による交通	
			事故の実態等	
			の周知を図り	
			ます。	
I	1	(4)		
飲酒運転	飲酒運転	交通指導	警察は、飲酒運	○ 飲酒運転による交通事故実態の分析に基づき、飲酒運転
防止のた	防止意識	取締り、広	転による交通	を重点とした交通指導取締りを推進した結果、令和2年
めの取組	の普及徹	報啓発、飲	事故実態等分	中、飲酒運転 364 件、飲酒運転周辺者三罪 (車両等提供罪、
	底	食店に対	析に基づいた	酒類提供罪及び同乗罪)44件を検挙しました。
		する指導	交通指導取締	
		及び交通	りや周辺者の	○ 四季の交通安全運動の重点に「飲酒運転の根絶」を盛り
		安全教育	責任追及を徹	込み、出発式や街頭キャンペーン等による広報啓発活動を
		の推進	底するととも	実施しました。
			に、県、市町、	
			関係機関・団体	○ 安全運転管理者等講習や企業を対象とした交通安全教
			と連携し、広報	育において、飲酒運転の悪質性・危険性を周知しました。
			啓発活動や飲	※ 企業を対象とした交通安全教室実施回数:204回
			食店営業者等	受講者数:6,560人
			に対する指導	【警察本部】
			及び交通安全	
			教育を推進し	○ 各地区交通安全協会主催の各種交通安全教室において、
			ます。	飲酒運転根絶をテーマにしたDVDの上映等を通じて、飲
				酒運転の危険性を訴え、飲酒運転根絶に向けた実践的な交
				通安全教育を推進しました。
				【(一財) 三重県交通安全協会】
		l	l	

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I	1	(5)		
飲酒運転	飲酒運転	情報提供、	県、警察、市町	○ 三重県小売酒販組合連合会の酒類販売管理研修(30回)
防止のた	防止意識	ハンドル	等は、事業者に	に参加し、受講者の酒類販売管理者に対して条例の周知と
めの取組	の普及徹	キーパー	おける社員教	飲酒運転の恐ろしさや飲酒運転事故の悲惨さを訴えかけ
	底	運動やア	育、老人会等の	る研修会を実施しました。
		ルコール	地域における	また、啓発活動や講習の機会を通じ、相談窓口の周知に
		依存症の	啓発・教育につ	努めました。
		知識の普	いて働きかけ	※ 酒類販売管理研修受講者数(販売店数)624店
		及、相談窓	を行うととも	【環境生活部】
		口の周知	に、必要な情報	
			提供等を行い、	○ 飲酒運転による交通事故発生状況を県警ホームページ
			取組を支援し	に毎月登載するなど、県民に対し情報提供を行いました。
			ます。	【警察本部】
			また、酒類提供	
			事業者に対す	○ 企業、事業所等からの要請を受け、嘱託講師または講習
			る啓発やハン	担当者を派遣し、飲酒運転の根絶や交通事故防止等の交通
			ドルキーパー	安全教育を実施しました。
			運動及びアル	・実施実績: 12回
			コール依存症	・対象者数: 131人
			に関する知識	【(一社)三重県安全運転管理協議会】
			の普及、相談窓	
			口の周知に取	○ 計画した酒類販売管理研修について、新型コロナウイル
			り組みます。	ス感染症拡大防止(政府の緊急事態宣言)ため4~5月の
				間研修が中止となりましたが、その後再開した研修では、
				飲酒運転撲滅への取組の周知(飲酒運転0をめざす条例に
				伴うお願いチラシ等の配布等)を行いました。
				○ ハンドルキーパー運動普及に向けた協力を依頼予定で
				あった中央会開催の酒類販売管理研修のコア講師講習及
				び県連合会等開催の酒類販売管理研修の講師講習は、新型
				コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました。
				【三重小売酒販組合連合会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	1 飲防の底	(6) 公機用ア公機車行用ン一動交の進 交自転の、ルー普の、ルー普のである。 では、 の で の で の で の で の で の で の で の で の で の	関でらな気共自行進一普酒た境め、は乗ら運交動業ハパ及運めづまで動業ハパを転のくするが、ないのは、ないのは、ないのは、ないのでは、ないのののののでは、ないののののののでは、のの公や代促キの飲の環努	 ○ 飲酒運転防止のため、公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及に努めました。【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 6月に開催した三重県生活衛生同業組合連合会理事会において、飲酒運転根絶への取組について、すべての組合員に周知するよう要請しました。【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転 防止のた めの取組	1 飲店 かか かか かか から から から から から から から から から から	(6) 公機用イ自転の進 車行導 での進 車行導 での成	警察では、自動車運転代育成で の指導とで 図る のの の の の の の の の の の の の の の の の の の	○ 自動車運転代行業者に対する立入検査を実施しました。 ※ 令和2年中立入検査実施件数:76件 【警察本部】
I 飲酒運転 防止のた めの取組	1 飲酒運転 飲止 き の き 低	(7) 飲酒運転0 宣言事業 所の認証・ 公表	県は、飲酒運転 の宣言事業表 の認証・公等に おける自主的な 取組の推進に ついて検討し、 実施します。	○ 県ホームページで飲酒運転0宣言事業所について広報し、参加事業所の募集に努めました。 ※ 参加状況 ・ 令和2年度参加事業所 0 事業所 ・ 累計参加事業所 27 事業所 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止の取組	2 放活進 啓 推	(1) 飲根 経 保 を 発	県行し声手りやよ等ま実「転いン展す、等被よなれ酒交実た 施P!みス積を図がまてといるのえをでいるのでは、STOP!のの関が、まででは、携のの取発に故踏を、運とガなま	 ○ 酒類販売管理研修会において飲酒運転事故遺族の手記を取り入れた講話を実施し、飲酒運転の悲惨さを伝え、飲酒運転根絶の機運を高めました。 ○ スローガンを掲載した四季の交通安全運動実施要綱や、条例啓発用チラシ配布による広報啓発を行いました。
I 飲酒運転 防止のた めの取組	2 索動の発推	(2) 飲で す動 転ざ運	日型0 進とが発・をとに運運り 日型0 1 1 2 1 2 1 2 1 2 2 3 3 3 3 3 4 3 3 4 3 4 3 3 4 3 4 3 3 4 3 3 3 3 4 3	○ 「飲酒運転 0 (ゼロ)をめざす推進運動の日」に関係機関・団体が連携し、街頭キャンペーンを実施しました。 ※ 実施状況 ・ 実施場所:津市河芸町「道の駅津かわげ」 ・ 啓発対象者数:約200人

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
大項目 I 飲防止の取 が の取組	中項目 2	小項目 (3)	県関等ひ飲ざ周めライ等活様ポシジよ実ま通にや地一ヤ施会報ど報際機、り運推をテオタ広すなタホS広し、全け家やとぺあ活発効発察関県に転進をテオタ広すなタホS広し、全け家やとぺあ活発効発系関県に転進図レ新ネ媒る報・ムS啓す季民る、場っンゆし実的実市団一しを動るビ聞ッ体ほ誌チペ等発。の運取や等たのるた施な施丁、体人てめのた、、トをか、ラーにを 交動組校がキ実機広な広し	************************************
			ます。	【(一社)三重県自家用自動車協会】 ○ 協会のホームページでの広報を実施しました。 【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	1 - 3
八坝日 	3	(1)	司回音の本文	7 和2 年及中の土な収組仏が
1 飲防めの取組	o 事に組	(1) す事お組ア業飲防で著け 務酒止のに取 の転	業運転ルカるるなが電話をアッよす員のでは、一次をでするながでいます。	 ○ 業務中に自動車を運転する際には、運転する職員に対し、アルコール検知器を使用して、飲酒運転の防止を図りました。 【中部運輸局三重運輸支局】 ○ 事業所における点呼でのアルコール検知器の使用を周知徹底し、飲酒運転防止意識の高揚を図りました。 ○ 事業所におけるアルコール検知器導入に対する助成を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】 ○ 乗務員だけでなく他の従業員に対してもアルコールチェッカーによる飲酒検査を徹底しました。 【(公社)三重県バス協会】
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 による取 組	(1) す 事 お 組 イ 従 啓 啓 発	飲酒運転根絶ポスター等の掲示、ミーティング時の講話、社内報への掲載員への啓発といる。 の答がある。	 ○ 協会から各運送事業者に向けての発送物に「飲酒運転根絶」の要請文等を入れるなど、トラック運送事業所における乗務員の指導教育の徹底を図りました。 ○ 協会独自の取組として、交通安全に積極的な取組を推進する「安全事業所」を募集した結果、113 社 3, 209 名が参加し、事業所をあげて飲酒運転防止や無事故無違反運転に取り組みました。 【(一社)三重県トラック協会】
I 飲店の 変形の の 取組	3 事に組	(1) で業け シー動業参のに取 ルー進へ	飲酒運転根絶のため、ハンドルキーパー運動推進事業るでは、八の変態では、一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では一個では、一個では、	 ○ ハンドルキーパー運動推進店の指定を行いました。 ※ 推進店指定数 624 店舗 累計 8,920 店舗 【環境生活部】 ○ 各警察署においてハンドルキーパー運動推進店等の指定を行いました。 ○ ハンドルキーパー運動の周知を図るため、タペストリーやチラシを作成し配布しました。 【警察本部】 ○ ハンドルキーパー運動推進店等の指定を推進しました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 協会広報誌を活用し、飲酒運転防止とハンドルキーパー運動の啓発を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等に組	(1) す事お組工飲根ン等力のに取 軽キーの	果等飲き等び参とへるに等実施転ペ協員促会載のます。というながある。	 ○ 交通安全教育、広報啓発活動を通じ、条例の周知に努めました。
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 による取 組	(1) す事お組オ飲で のに取 運言組 ののに取	県が検討している飲酒運転0宣言等に積極的に取り組みます。	○ 県ウェブページで飲酒運転 0 (t n) 宣言事業所について の広報と募集を行いました。 ※ 令和 2 年度は応募事業所なし 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I	3	(2)		
飲酒運転	事業者等	飲酒運転	安全運転管理	○ 安全運転管理者講習や安全運転管理推奨像伝達式等に
	による取	防止のた	者等の選任事	おいて、県下の飲酒運転による事故の発生状況や悲惨さを
めの取組	組	めの安全	業所の使用者	伝えました。
		運転管理	及び管理者等	【警察本部】
		の推進	は、飲酒運転に	
		ア	関する知識等	○ 安全運転管理者等講習を県内12会場において、50回実
		飲酒運転		施し、7,852名(正6,654名、副1,198名)に対し、飲酒
		防止意識	飲酒運転防止	運転の危険性・罪悪性を周知し、職域から家庭、地域への
		の向上	意識の向上に	飲酒運転根絶意識の波及を図りました。
			努めます。	 ○ 毎月1日発行の機関紙「みえANKAN」(発行部数毎
				月, 6,860 部) にて飲酒運転根絶をはじめとする交通事故
				防止に関する情報を発信しました。
				別出に関する情報を光信しました。
				 ○ 10月30日に鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて
				開催予定であった安全運転管理者等を対象とする交通安
				全教育「指導者トレーニング」については、新型コロナウ
				イルス感染症拡大防止のため中止しました。
				【(一社)三重県安全運転管理協議会】
				 ○ 三重運輸支局、三重県、警察本部とともに春、夏、秋、
				年末と四半期ごとに三重県バス協会事故防止委員会を開
				催し、飲酒運転防止を始めとする安全意識を浸透させるた
				めの教育を実施しました。
				また事業所の経営者、運行管理者及び乗務員に対する安
				全意識向上の徹底等、事業者の社員教育の啓蒙にも努めま
				した。
				【(公社)三重県バス協会】
				○ 春・夏・秋及び年末の交通安全運動実施時期に、各事業
				者に対して事故防止(飲酒運転防止を含む。)について周
				知徹底しました。
				○ 新規タクシー運転者87名に対し、飲酒運転防止につい
				て指導しました。 【(一社)三重県タクシー協会】
				○ トラック運送事業所における乗務員の指導教育の徹底
				を図りました。
				○ 健康起因に特化した事故防止セミナーを行い、運行管理 者等に対する指導を徹底しました。
				│ ○ 運行管理講習の受講促進に取り組み、同講習内で飲酒運
				転防止意識の浸透を図りました。
				【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
ī	3	(2)		
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業 者 等 に 組	(2) 飲防め運のイ飲の止転た全理 転防	従業員等からの 申告等による事 された事 を生業の は、行管を を事での は、行管を を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	 ○ 安全運転管理者等講習会を県内12会場において50回実施し、安全運転管理者等7,852名(正6,654名、副1198名)に対し、弁護士や学識経験者等部外講師が企業の安全運転管理の必要性・重要性の講話を行いました。
				徹底等事業用自動車の安全な運行の確保に努めました。 【(公社)三重県バス協会】
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等に組	(2) 飲防め運のウ交機示運の安管進 安の貸転た全理 全展出	三転は理に安示そ行防通使事心室のでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	 ○ 酒酔い体験ゴーグルやアルコールチェッカー等を企業、事業所の希望に応じて無料で貸出し、事業所等における飲酒運転根絶意識の向上を図りました。 ※貸出実績 ・ 酒酔い体験ゴーグル ・ アルコールチェッカー ・ 交通安全DVD 141事業所 244 枚【(一社)三重県安全運転管理協議会】 ○ 協会会員向けの飲酒運転防止に係る貸し出し用 DVD を追加購入し、協会内の飲酒運転防止意識の高揚に努めました。【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
大項目 I 飲酒運転 防止のた めの取組	中項目 3 事 者 等 取 組	小項目 (2) 暫止の転推 ル検使底 なた全理 ー器の	計画書の本文 自動車運送事業者では、点呼等におけるアルコール検知器の使用の徹底を図ります。	↑
I	3	(3)		【(一社) 三重県タクシー協会】 〇 乗務員に対するアルコールチェッカーによる飲酒検査を徹底しました。 【(公社) 三重県バス協会】
飲酒運転防止のための取組	事業者等による取組	飲業けア飲根スの住居に取 運の一示店に取 運の一示	飲酒運転絶の 別では のポスター等の 掲示、車は酒にない。 を提供しない。 は掲出、の と と り、メート と と り、メート と と り、メート と と り、メート と り、メート と り、メート と り、カート と り と り と り と り と り と り と り と り と り と	 ○ 6月に開催した三重県生活衛生同業組合連合会理事会において、飲酒運転根絶への取り組みについて、すべての組合員に周知するよう要請しました。 ○ 店舗巡回訪問等において、各店舗における自動車運転代行もしくは公共交通機関利用の呼び掛け、及びハンドルキーパー運動普及への協力をお願いしました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 による取 組	(3) 飲業けイ来の等店に取者か実	来店者への積極的な声かけ、 運転代行業者の紹介、ハンドルキー普及に努動のます。	 ○ 各地区交通安全協会が各警察署と連携し、管内の飲食店や事業所をそれぞれハンドルキーパー運動推進モデル店、モデル事業所に指定するなどして意識の高揚を図りました。
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事者等に組	(3) 食業けウ飲根醸店に取 運気	飲の自身に対している。 かのというでは、は、している。 は、は、している。 は、は、している。 は、は、している。 は、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、は、というでは、いいが、いいが、いいが、いいが、いいが、いいが、いいが、いいが、いいが、いい	 ○ 6月に開催した三重県生活衛生同業組合連合会理事会において、飲酒運転根絶への取り組みについて、すべての組合員に周知するよう要請しました。 ○ ハンドルキーパー運動推進モデル事業所への参加を呼びかけました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 による取 組	(4) 酒業けア飲根スの 悪に取 運の一示 お組 転ポ等等	飲酒運転根絶 に関するポスタ 一等の来店者 によく見える場 所への掲示に 努めます。	○ 来店者への飲酒運転根絶の呼び掛けを行うため、店舗等への啓発用ポスター掲示を依頼するとともに酒類販売関係者にチラシを配布し啓発を行いました。 【三重県小売酒販組合連合会】
I 飲酒運転 防止のた めの取組	3 事業者等 に 組	(4) 酒業けイ来の等の 等の (4) の では (4)	車両利用の変形であるというでは、 車両利的であるというできないできない。 をするとは、はいいできないできない。 ではいいできないできない。 車板があるときまれる。 ではいいできないできない。 ではいいできないできない。 ではいいできないできない。 ではいいできないできない。 ではいいできないできない。 ではいいできないできない。 ではいいできないできないできない。 ではいいできないできない。 ではいいできないできない。 ではいいできないできない。 ではいいできないできないできない。 ではいいできないできないできない。 ではいいできないできないできない。 ではいいできないできないできない。 ではいいできないできないできない。 ではいいできないできないできない。 ではいいできないできないできない。 ではいいできないできないできないできない。 ではいいできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき	 ○ 酒類販売管理研修時に、飲酒運転防止のための声かけ等の重要性を周知しました。 ○ 声かけの重要性の周知を予定していた中央会開催の酒類販売管理研修のコア講師講習及び県連合会等開催の酒類販売管理研修の講師講習は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました。 【三重小売酒販組合連合会】
I 飲酒運転 防止の の 取組	3 事に組	(4) 類者る 酒絶る発実販に取 運を街活施売お組 転訴頭動	飲酒運転根絶を訴える街頭啓発等の実施に努めます。	○ 全国20歳未満飲酒防止月間中の4月3日~10日までの間、野村證券津支店店頭ショーウインドウに「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」の街頭広告(横断幕・大型ポスター)を掲示し、啓発を行いました。 ○ 4月14日に近鉄四日市駅前で実施予定であった四日市小売酒販組合及び各関係機関・団体関係者による「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」の街頭啓発活動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止しました。 【三重県小売酒販組合連合会】 ○ 11月7日に津駅で実施を計画した「飲酒運転撲滅(根絶)キャンペーン」の啓発活動について、新型コロナウイルス感染症予防のため計画を変更し、三重県警察本部に依頼して各警察署、運転免許センターへの来庁者に対し啓発チラシ及び啓発物品(ティッシュ)を配布し、飲酒運転撲滅の啓発を行いました。 【(公社)三重断酒新生会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
入場日 II 教育機関等による教育	1 段階的かか な飲 変 転防止 数	(1) 小学校、中 学校、高等 学校にお ける教育	学習指導要領 に基づき、教 科、道徳、特別 活動等の学校	○ 保健の学習等において、「飲酒運転の根絶」に関連する 指導を行った(実施予定を含む)と回答した学校の割合は、 小学校、中学校、高等学校(全日制)100%でした。 実施予定の学校の実施状況については、令和3年度の学
	育の推進	ア学活を指導	教を選及を生まれた。 を選及を生まれた。 を選及を生まれた。 を選及を生まれた。 を選び、 を選び、 を選び、 を選び、 を選び、 を選び、 を選び、 を選び、	校体育実態調査にて現状を把握します。 (令和2年度学校体育実態調査) ○ 教職員への啓発 〈小学校体育担当者〉 体育担当者が集まる研修会(オンライン)で「飲酒運転 0をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 (参加者:500名)
			について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に努めます。	〈中学校保健体育科教員〉 保健体育担当者が集まる研修会(オンライン)において、 保健分野に関する指導助言の中で、「飲酒運転0をめざす 条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運 転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 (参加者:142名)
				《高等学校保健体育科教員》 学校訪問や保健体育担当者が集まる研修会等において、 科目「保健」に関する指導助言の中で、学校における「飲 酒運転0をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、飲 酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 ・ 学校訪問(県立学校6校) ・ 元気アップ研修会(オンライン) (参加者:県立学校45名) ・ 三重県高等学校保健体育教育研究会中勢支部講習会 (参加者:22名)
				○ 県立学校に対し、地区別生徒指導連絡協議会において、 飲酒運転の根絶を目指す教育の必要性を伝えました。 【教育委員会事務局】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	யー I 令和2年度中の主な取組状況
II	1	(1)		
教育機関	段階的か	小学校、	子どもが飲酒運	○ 公立小中学校等及び県立学校に対して、「長期休業中に
等による	つ体系的	中学校、	転の怖さや飲酒	おける児童生徒の指導について(通知)」を通じ、飲酒運
教 育	な飲酒運	高等学校	運転による交通	転の根絶に向けた児童生徒への指導の充実を図りました。
	転防止教	における	事故の悲惨さな	
	育の推進	教育	どを学校で学ぶ	○ 県立高等学校において、飲酒運転根絶に向けた交通安全
		イ	だけでなく、家	教育を行った学校の割合は、全日制 100%、定時制 100%
		家庭・地	庭で保護者に	でした。
		域・関係機	話したり、一緒	【教育委員会事務局】
		関との連	になって考えた	
		携	りする機会が持	
			てるよう、学校	
			は、保護者懇談	
			会や学校だより	
			等を通じて保護者等に対し、周	
			和・啓発に努め	
			ます。	
			また、飲酒運転	
			根絶に向けた	
			教育を充実する	
			ため、交通安全	
			教室等におい	
			て、飲酒運転の	
			危険性につい	
			て理解を深める	
			など、飲酒運転	
			根絶に向けた	
			取組の充実に	
			努めます。	
П	1	(2)		
教育機関	段階的か	生涯学習	県は、三重県交	○ 三重県交通安全研修センターは、生涯学習としての交通
等による	つ体系的	としての	通安全研修セ	安全教育を実施するにあたり、研修受講者の年齢に応じた
教育	な飲酒運	交通安全	ンター等を活用	飲酒運転防止等の研修を実施しました。
	転防止教	教育	し、幼児から成	【環境生活部】
	育の推進		人に至るまで、	【(一財)三重県交通安全協会】
		三重県交	心身の発達段	
		通安全研	階に応じた体系	
		修センタ	的な交通安全	
		一等の活用	教育を実施するなかで、あわせ	
		加	て飲酒運転防	
			止の教育を実	
			施します。	
			心しみり。	

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
Ⅲ 教等なり 教育に育る	1段つな転育的系酒止推	(2) 生と交教イ段系育学て安 、な実習の全 体教施	交や止社で覚識ナ不生成わ体ま 動飲教会の変及一可涯長せ系的 を運、員と全通上あしに的施 を運がの大学過段に でのないので での を 過段に での での での で の で の で の で の で の で の で の で	 ○ 各警察署、警察学校において飲酒疑似体験ゴーグルの活用等による参加・体験型の安全教育を実施しました。
■教等に育	1段つな転育的系酒止推	(3) 高齢する推進	高安係連るせ事育教及や機進防及の育団実、酒止通会社指じ酒識りでで、資品・企業である。とはを図がまる。のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	 ○ 高齢者交通安全アドバイザー、地域交通安全活動推進員と連携して高齢者宅訪問活動を行い、飲酒運転根絶に向けた啓発活動を実施しました。 ○ 令和2年中、高齢者講習受講者61,315人(更新時講習:61,214人、臨時講習:101人)に対し、飲酒運転防止教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 県内21教習所において、高齢者講習受講者に対し、飲酒運転防止教育を含む高齢者講習を実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】 ○ 開催を予定していたセーフティ&エコドライブ研修会については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、中止しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
II 教育機関等による 教育	2運をるに飲防の許す者る転育	(1) 指車に飲防の動所る転育	公指車許育こ後対運を転割の場に酒育運努のは、の人の場でである。これでは、のしているのでは、のしているのでは、のしているのでは、のしているのでは、の人の場に、の人のは、の人の場に、のしている。というに、のしている。	○ 県内 21 教習所において、各運転免許の教習課程を卒業した 22, 179 人に対して、カリキュラムに基づき、飲酒運転防止の教習を行い、優良な初心運転者の育成に努めました。 【(一社) 三重県指定自動車教習所協会】
Ⅲ 教育機関等による教育	2運をるに飲防の発育年す運教進	(2) 全理を若も解交教進転講じ者分き安の	ます。 事運習ア転影結飲険運る悲若理飲教ま 業転等ルル年やを運特に通に運深運の たの飲因故い者ら転推 を通じがえ大らの飲因故い者ら転 変者でがえなす危酒すのでがれ 防進	○ 安全運転管理者等講習において、法令で定める管理者の 業務を教示し、各事業所での飲酒運転根絶を含む交通安全 教育・指導等の推進を図りました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】
II 教育機関等による教育	2 運をるに飲防の許す者る転育	(3) 通団等若向果転の関係協よ者たな教進	に努 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	○ 令和2年中、運転免許取得時講習受講者124人、初心運転者講習受講者205人に対し、飲酒運転防止教育を実施しました。 【警察本部】
Ⅱ 教育機関 等による 教育	2運をるに飲防の許す者る転育の	(4) 大学、専門 学校る転育 運教 進	県は、大学、専門学校 上 教 依 上 教 依 上 教 依 上 を と と も に 、 時 で ある と と も に 、 い 酒 を 始 め る 若 (大 学 を 発 活 動 を 行 い ま す。	 ○ 津市内の大学生に対し、県下の飲酒運転の交通事故の発生状況や飲酒運転の危険性についての講義を行いました。 【警察本部】 ○ 20歳未満飲酒防止強調月間(4月)を前に、県下10の大学、短期大学等の入学式に合わせて、20歳未満飲酒防止等の小冊子(4,640枚)を準備し、教職員から新入生への配布を依頼した。 【三重県小売酒販組合連合会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
Ш	1	(1)		
飲酒ののおののおりのおります。	飲の止る発動を訪す啓	効果報動のお発推	県町団て、め違す教ルとでは、関と酒等発がして、め違す教ルるのながしてる育問識め報いの対なのない。 は、関連を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を対して、の対象を関係を対して、の対象を関係を対して、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	○ 飲酒運転 0 (ゼロ)をめざす条例の柱である「規範意識の定着」及び「飲酒運転の再発防止」について周知を図るため、マスメディア (テレビスポット放送、ラジオスポット放送)や、三重県公式 YouTube チャンネルで広報したほか、各種交通安全啓発活動で条例広報チラシ等の配布を行いました。
			活動を推進します。	
III 飲酒再発たの 出置	1 飲の止る発展及動	(2) 相設 電 日 設 電 日 設 番 間 の 整 備	県は、「かコンス 県はアル間を運転の を動して行者を を動きない。 がいるで、 を対して行者を を対している。 を対している。 を対して、 のので	○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」の専門相談員が 飲酒運転違反者及び家族等からのアルコール依存症に関 する受診義務に係る相談及び要望等に対して、積極的な情 報提供等を行い、受診の促進に努めました。 ・ 相談件数 101 件 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
			計画書の本文	7和2年及中の主は収組仏流
Ш	2	(1)		
飲酒運転	飲酒運転	効果的な	警察は、飲酒運	○ 行政処分の早期執行に努めた結果、令和2年中、飲酒運
の再発防	の再発防	再教育と	転違反者の危険	転による免許取消し 289 人、免許停止 68 人の行政処分を
止のため	止のため	講習実施	性を改善させるた	実施しました。
の措置	の運転者	機関に対	めの効果的な再	
	教育の推	する指導	教育を行うととも	○ 令和2年中、取消処分者講習受講者430人及び停止処分
	進	· 監督	に、講習実施機	者講習受講者 1,747 人に対し、飲酒運転防止教育を実施し
			関に対する指導	ました。
			及び監督を行い、	
			また講習指導員	○ 講習実施機関の講習指導員に対し、飲酒運転防止教育の
			に対する研修会	徹底について随時指導しました。
			を随時開催する	【警察本部】
			など、指導員の指	
			導能力及び資質	
			の向上を図りま	
			す。	
Ш	2	(2)		
飲酒運転	飲酒運転	運転適正	警察は、運転適	○ 新型コロナウイルスの影響により担当者研修会は開催
の再発防	の再発防	相談活動	正相談における	できませんでしたが、担当職員の資質向上を図るため、資
止のため	止のため	の充実	担当職員の資	料の配布等により適切な相談対応について指導しました。
の措置	の運転者		質の向上を図り	【警察本部】
	教育の推		ます。	
	進			

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
IV	1	(1)		
飲酒運転	飲酒運転	飲酒運転	県は、公安委員	○ アルコール依存症に関する受診通知をする際、指定医療
違反者の	違反者の	違反者に	会から情報を得	機関、アルコール依存症、多量飲酒、各相談窓口の情報を
アルコー	アルコー	対するア	た飲酒運転違	提供し、アルコール依存症等に関する正しい知識の周知と
ル依存症	ル依存症	ルコール	反者に対して、	受診の向上に努めました。
に関する	に関する	依存症に	指定医療機関	【環境生活部】
受診義務	受診義務	関する受	を記載した書面	
とアルコ		診 通 知	を添付して、受	
ール依存			診の通知をする	
症及びそ			とともに、受診し	
の疑いの			た旨の報告を求	
ある者へ			めます。	
の対策			受診の通知に	
			あたっては、あ	
			わせて飲酒運	
			転とアルコール	
			依存症の関係、	
			多量飲酒習慣と	
			アルコール依存	
			症の関係につ	
			いての情報提	
			供を行います。	
IV	1	(2)		
飲酒運転	飲酒運転違	受診した	受診の書面を	○ 受診通知の報告期限までに報告がない飲酒運転違反者
違反者の	反者のアル	旨の報告	送付したのち、	に対して勧告を実施しました。
アルコー	コール依存	がない飲	60 日を経過して	・受診通知件数 381件
ル依存症	症に関する	酒運転違	も、受診した旨	(うち報告数 151件 39.6%)
に関する	受診義務	反者に対	の報告がない	・勧告件数 224件
受診義務		する受診	飲酒運転違反	(うち報告数 44件 受診率 19.6%)
とアルコ		の勧告	者に対して、再	・合計報告件数 195 件 受診率 51.2%
ール依存			度、受診するよ	(令和3年7月15日時点)
症及びそ			う勧告します。	【環境生活部】
の疑いの			また、指定医療	
ある者へ			機関における受	
の対策			診しやすい環境	
			整備等に努めま	
			す。	

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	IV - 2 令和2年度中の主な取組状況
IV飲違アルに受と一症のあの 運者コ存す義ル依びい者策 転の一症る務コ存そのへ	2 アルの見、の見診の取組	(1) 県アアルに正識等 コ存すい普	アルコール依存早期では、存在を発見のいるでは、存在を発見のいるでは、対したのめ、存在に知識ととも者をできます。というでは、などのでは、ないのでは	○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」への飲酒運転違反者及びその家族等からの相談に対し、アルコール依存症の正しい知識の普及に努めるとともに、医療機関や他の相談窓口等の教示に努めました。
IV飲違アルに受と一症のあの運者コ存す義ル依びい者策転の一症る務コ存そのへ	2アルの見診のいなり、の取り、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	(1) の 三ル健対基」問と対に各連取 重コ康策本策題予す関等組 県一障推計定解防るの	ア障法重健推称ア問決を関図つ組また。実施では、東進のでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、アのでは、ア	○ 「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会を開催(書面)し、計画の進捗管理状況の情報共有等を行いました。 ○ 12 月1日に道の駅津かわげにおいて、関係機関・団体と連携してパンフレットを配布し、街頭啓発を行いました。 ○ 健康推進課ツイッターにて「アルコール関連問題啓発週間」についての投稿をしました。 【医療保健部】 ○ アルコール依存症者の回復のため、医療機関、行政と連携し、アルコール依存症の正しい知識の普及、周囲の適切な対応の周知を広めるための研修会の開催や啓発資料の配付等の行事を計画しましたが。新型コロナウイルス感染症予防の為、全て中止しました。 ○ 三重刑務所が実施する「アルコールに関する教育」に、年間5回講師を派遣し、アルコール依存症の正しい知識及び飲酒運転防止に関する教育を行い、アルコール依存症者の回復に努めました。 【(公社)三重断酒新生会】
IV飲違アルに受と一症のあの運者コ存す義ル依びい者策転の一症る務コ存そのへ	2 アルの見診の日常の取り、の見いの見での取り、の取り、の取りののでは、 のの をおります おいま おいま おいま おいま おいま おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	(1) 県ウ保おル依関しの取 所る一症る知及 にアルに正識等	保健所等において において になった。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	 ○ 保健所や三重県こころの健康センターにおいて、アルコール関連問題に関する相談を実施しました。 ※ 相談受理状況 ・ 来所相談:延べ23人 ・ 訪問相談:延べ31人 ・ 電話相談:延べ280人 【医療保健部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
IV	2	(2)		
飲酒運転	アルコー	本人・家族	県に設置する	○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」について、県ウ
違反者の	ル依存症	の取組	「飲酒運転とア	ェブページへ掲載し、飲酒運転をするおそれのある者及
アルコー	の早期発		ルコール問題	びその家族等が相談しやすいように広報を行いました。
ル依存症	見、早期受		相談窓口」での	また、飲酒運転違反者等からの相談に対し、必要に応じ
に関する	診のため		相談を活用し、	関係機関・団体の相談窓口等の教示に努めました。
受診義務	の取組		必要に応じて保	【環境生活部】
とアルコ			健所、三重県こ	
ール依存			ころの健康セン	
症及びそ			ター等の相談機	
の疑いの			関、アルコール	
ある者へ			専門医療機関	
の対策			等の利用に努	
			め、家族は、本	
			人が県から受診	
			通知を受け取っ	
			たことを知ったと	
			きは、必ず、指	
			定医療機関で	
			の受診を促す	
			ほか、上記相談	
			窓口へ相談等	
			するように努め	
			ます。	
IV	2	(3)		
飲酒運転	アルコー	事業者の	従業員の飲酒	○ 職員の健康診断や保健指導等を行いました。
違反者の	ル依存症	取 組	行動の変化や	【環境生活部】
アルコー	の早期発		健康診断などか	【警察本部】
ル依存症	見、早期受		らアルコール依	
に関する	診のため		存症及び多量	
受診義務	の取組		飲酒等の早期	
とアルコ			発見に努めると	
ール依存			ともに、アルコー	
症及びそ			ル依存症及び	
の疑いの			多量飲酒等が	
ある者へ			発見された場合	
の対策			には、産業医、	
			衛生管理者等	
			による保健指導	
			の実施や適切	
			な県の相談機	
			関、医療機関に	
			つなげるよう	
			努めます。	

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	IV - 2
IV	2	(4)	川四百の不入	月和2千及千の上な状態状況
17 飲違アルに受と一症のあの酒反ル依関診アル及疑る対極の一症る務コ存そのへ	2 アルの見診の の見診の を 報期 が の 見じまれる 単 早 た 組 の 取 の 和 の 和 の 和 の の の の の の の の の の の の	警組ア運関きる促の免手お診取許続けの	運取び反転還ル症申は依治診にま転得飲者免すコで告ア存療義は対許際ルるたコのし対をといるたったのに対をないと者一早、象促の及違運返ア存をにル期受者しました。	 ○ 運転免許取得時及び更新時に受理する質問票に基づいて個別聴取を行うことで、アルコール依存症の把握に努めるとともに、申告がある申請者に対し、医療機関での受診を助言しました。 ○ 飲酒運転により停止処分を受けた者に対し、運転免許証返還時の受診促進に努めました。 【警察本部】
IV飲遠アルに受と一症のあの 重者コ存す義ル依びい者策 の一症る務コ存そのへ	2 アルの見、の取り、の取り、ののののののでは、のののののののののののののののののののでは、 のののののののののの	(4) 警組イ交講お談保 (4) 察 (4) 察 (4) 察 (4) 源 (4) 第 (4)	交通安全講習者 講習・停止処の質る 講講書に、の質るを は、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	 ○ 令和2年中、飲酒取消処分者講習受講者226人に対し、アルコール・スクリーニングテストを実施しました。 ○ 令和2年中、対象者はいませんでしたが、アルコール依存程度が強い者を認知した場合に、関係機関と連携し、医療機関での受診を促す体制の構築に努めました。 【警察本部】
IV飲違アルに受と一症のあの運者コ存す義ル依びい者策の一症る務コ存そのへ	2 アルの見診の見診の取組	(5) 医のアアルのあ療連機割 コ存療る関 一症に医の	アル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ○ 各保健所において、地域精神保健福祉連携会議を開催、地域における諸課題について協議しました。 ※ 連携会議実施回数:16回 ○ 治療拠点機関が保健・医療・福祉関係者等を対象とした「三重県アルコール依存症専門医療機関及び治療拠点機関介入講座」を開催し、医療提供体制の強化と人材育成の推進に務めました。 【医療保健部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
IV	2	(5)		
飲酒運転	アルコー	医療機関	受診の結果、ア	○ 「飲酒運転違反者への診療マニュアル」の活用にあたり、
違反者の	ル依存症	の役割	ルコール依存	開催予定であった「飲酒運転 0 (ゼロ) 条例に係る指定医
アルコー	の早期発	1	症でない者に	療機関会議」について、新型コロナウイルス感染症の影響
ル依存症	見、早期受	アルコー	ついても、多量	により中止しました。
に関する	診のため	ル関連問	飲酒習慣などの	【医療保健部】
受診義務	の取組	題等の正	「危険な飲酒」	
とアルコ		しい知識	行動のある者に	
ール依存		の普及	ついて、医師は	
症及びそ			診療マニュアル	
の疑いの			等を活用して節	
ある者へ			酒や適正飲酒、	
の対策			アルコール関連	
			問題について	
			の正しい知識が	
			得られるよう働	
			きかけを行いま	
			す。	
IV	2	(6)		
飲酒運転	アルコー	自助グル	自助グループ	○ 県下各地において酒害相談員が電話で「アルコール依存
違反者の	ル依存症	ープの取	は、断酒継続の	症及び飲酒運転」に関する相談の対応を行いました。
アルコー	の早期発	組	ために、酒害に	※ 相談実施件数 19件
ル依存症	見、早期受		ついての理解	三重断酒新生会入会者 9名
に関する	診のため		の促進や、本人	
受診義務	の取組		や家族と共に支	○ 三重県からの委託事業として、飲酒運転防止意識の普及
とアルコ			え合い、医療機	につながるアルコール依存症の早期発見、治療に関するフ
ール依存			関やその他支	ォーラムの開催を予定していましたが、新型コロナウイル
症及びそ			援機関が担え	ス感染症予防の為、開催を中止しました。
の疑いの			ない部分を補完	【(公社)三重断酒新生会】
ある者へ			するとともに、回	
の対策			復や希望をもた	
			らすように努め	
			ます。	

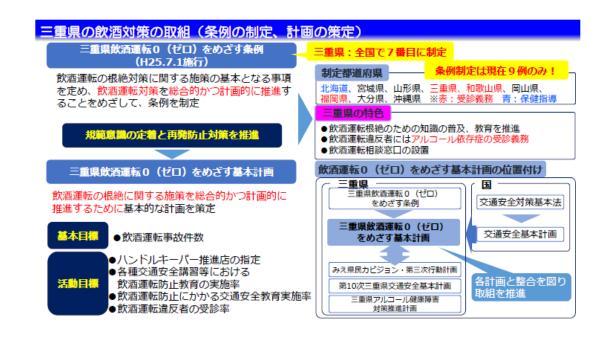
				V-1, V-2, V-3				
大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況				
V 給計施進めみ か的をるしく り	1 内機に民みの機に民みの推		県は、関・団体と協力 して、飲酒を必った。 を終する。 は、飲酒を終いる。 は、飲酒を終いる。 は、飲酒を終いる。 は、飲酒を終いる。 は、飲酒を終いる。 は、飲酒を終いる。 は、飲酒を終いる。 は、飲酒を必いる。 は、飲酒、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	○ 12 月1日に「道の駅津かわげ」にて関係機関・団体と連携し、飲酒運転 0 (ゼロ)をめざす啓発イベントを開催しました。 【環境生活部】 【医療保健部】 【(一財三重県交通安全協会】 【警察本部】 【(公社) 三重断酒新生会】				
V総つに推たくり的画策すのづか的をるしく	2 相談体制の確立		県4月飲コ窓飲者である等にというまで、中間では、大きでは、大きでは、大きでは、大きののでは、大きのでは、大きのでは、大きでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族等からの相談に対応しました。また、関係機関等と連携し、相談内容に応じた相談窓口の教示にも努めました。 ※ 相談件数 101 件 【環境生活部】				
V 総つに推たくり が的をるしく	3 情報提供		飲酒運転防止 に関すると連運を の再り のための で、発めの で、発めの で、発めの で、発めの で、発めの で、発める で、発める で、発める で、発める で、発める で、表 で、表 で、表 で、表 で、表 で、表 で、表 で、表 で、ま で、ま で、ま で、ま で、ま で、ま で、ま で、ま で、ま で、ま	○ 関係機関・団体が開催する各種会議や、啓発活動の場に おいて、資料等を配布して幅広い情報提供を行いました。 【環境生活部】				

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
V V		小/4日	前凹音の本人	7和44及中の土は収租仏派
V総つに推たくり 的画策すのづ	4 飲む を推のすめ 進日		県は、毎年 12 月1日の飲酒運 転0をめざす推 進運動の日に あわせ、飲酒運 転根 絶につい ての理解と関心 を深めるための 行事を実施しま す。	○ 12 月1日に、道の駅津かわげにおいて、キャンペーンを行い、来訪者に対し、啓発物品、啓発チラシ等 200 個を配付し、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 【環境生活部】 【医療保健部】 【警察本部】 【(一財) 三重県交通安全協会】 【(公社) 三重断酒新生会】
V総つに推たくり的画策すのづか的をるしく	5 表彰		県は、飲取従進十の策進 類ので、推手へ施推すな がので、大きででは、あり、にいる では、からがでいますなりでである。 では、ためのででは、ないでは、ないででは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、	○ 令和2年度「飲酒運転根絶に関する功労者表彰」として個人1名を表彰し、飲酒運転根絶の機運を高めました。 【環境生活部】
V 総つに推進めみが的をるしくり	6 実施報告と公表		この基本計画に 基づく策をとりまと め、その実施、その実施、 況につい「飲酒」 年1回い「飲酒」 年次で数告」を作成してる場合といって、 三重県のようとに、 三重県のようとに、 三重県のようとに、 三重県のようとに、 三重県のようとに、 三重県のようとに、 こった、 こった、 について、 にっしいて、 にっし、 にっして、 にっし、 にっして、 にって、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にって、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にって、 にって、 にって、 にっして、 にって、 にって、 にっして、 にっして、 にっして、 にって、 にっして、 にっして、 にっして、 にって、 にって にっして、 にって、 にって、 にっして、 にって、 にって、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして、 にっして。 にっし、 にっし、 にっし、 にっ にっし、 にっ にっ にっ にっ にっ にっ にっ にっ にっ にっ にっ にっ にっ	○ 第2次基本計画に基づく実施計画と施策をまとめ、「令和2 年度飲酒運転0をめざす年次報告」を作成し、議会で報告します。また、同内容を県公式ウェブサイトで公表します。 【環境生活部】

参考資料

1 令和2年 10 月1日 三重県知事定例会見

「『飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例』の取組成果」



三重県の具体的な取組

アルコール依存症の受診義務

目的

- ●アルコール依存症の早期発見
- ●アルコール依存症者による再犯未然防止

取組概要

受診義務は全国でも3例のみ!

- ●飲酒運転違反者へ受診義務通知を発出
- ●期限までに報告がない場合受診勧告実施

受診率

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
受診率	45.2%	43.7%	37.8%	42.0%	46.8%	47.3%

※他県受診義務の事例(福岡県:受診率58% (H30年度))

※保健指導の勧奨事例(北海道:受診率0.5% (H30年度))と比較して相当高水準

アルコール健康障害対策推進計画

条例に基づく医療機関の指定

指定医療機関数(R2.7.1時点)

施設数

精神科病院

精神科を標榜する診療所 精神科以外の病院・診療所

†

9 医療機関指定研修、 3 技術向上研修および

3 指定医療機関会議を 21 開催

(33)

人材の育成・啓発

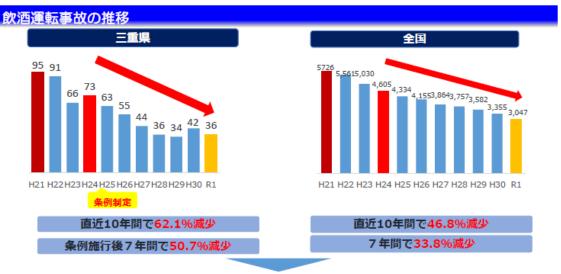


- アルコール関連問題啓発 フォーラムinみネ
- 医療機関との連携強化研修会
- ・「アルコール救急多機関連携 マニュアルを県内134機関配布
- こころの健康センターによる「アルコール依存症」講演会
- 「アルコール関連問題啓発

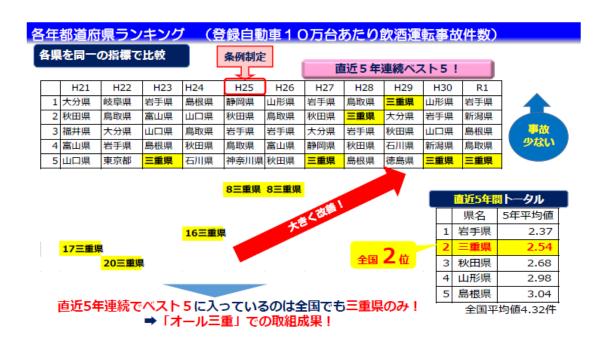
フォーラムinみえ』

2

団体、事業者団体等の取組 事業者団体の活動 関係者連携による三重モデルの取組 三重県バス協会、三重県トラック協会等の取組 一般医と精神科医が連携した アルコール健康障害 アルコール健康障害患者への対処 ・総合病院、保健所、警察、 従業員に対する飲酒運転防止 対策基本法(H25年) 教育の実施 アルコール専門医療機関等が 制定の必要性根拠に! 連携したアルコール救急対応の実施 アルコールチェッカーを使用 した飲酒検知 不適切な飲酒は多問題を生じる 運行前の飲酒検知 オール三重の連携! 三重県小売酒販組合連合会の取組 ・同組合員による酒類販売店 への啓発、ポスター掲示、 チラシ配布 ・津駅、四日市駅で 未成年者飲酒防止啓発 不適切な飲酒 未成年者飲酒防止啓発 三重県安全運転管理協議会の取組 三重断酒新生会の取組 安全運転管理者講習会等において、 ・アルコール依存症からの脱却を目的 飲酒ゴーグル体験等、各種交通 安全機材の貸出等 とした講演会や勉強会の開催 一般県民に対しても飲酒運転根絶に 事業者への飲酒運転防止意識 向けた教育・啓発活動の実施 の普及啓発



いずれも長期的には減少傾向にはあるが、 条例制定後の三重県の減少率は全国平均を1.5倍も上回る!



飲酒運転〇(ゼロ)をめざす条例に基づく取組の検証と今後の取組

三重県、全国、福岡県の飲酒運転事故数の変化 (2010年を100とした指数)



今後の取組の方向性

●飲酒運転が少ない全国トップ県に! ●再犯防止策、民間事業者等関係団体と連携した取組推進!

第3次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画策定 ⇒更なる改善をめざしオール三重で「安全で安心な三重」を実現!

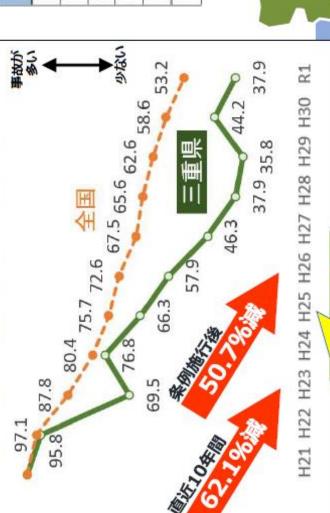
飲酒運転 0 (ゼロ)をめざして

《三重県 Prefectural Sovernment

県内の飲酒運転事故は全国を上回るペースで減少しています

飲酒運転事故件数の推移

H21年度の事故件数を100とした場合



登録自動車10万台当たり 飲酒運転事故件数

順位	5位	2位	1位	5位	5位	2位
三重県	2.93	2.38	2.24	2.76	2.36	2.34
全国	4.78	4.62	4.36	4.10	3.72	4.32
年度	H 2 7	H 2 8	H 2.9	Н30	R 0 1	5年平均

直近5年連続のベスト5入りは 三重県のみ!

「オール三重」での取得を

今後の方向性

H25.7条例制定

- ●飲酒運転が少ない全国トップ県に!
- 民間事業者等関係団体と 再犯防止策、

2 三重県交通対策協議会 飲酒運転Oをめざす部会の構成

「三重県飲酒運転0をめざす基本計画」に基づき、三重県交通対策協議会に 設置した「飲酒運転0をめざす部会」は、下記の推進機関で構成されています。

番号	推進機関名
1	三重県環境生活部くらし・交通安全課
2	三重県医療保健部健康推進課
3	三重県教育委員会事務局保健体育課
4	三重県警察本部交通部交通企画課
5	国土交通省中部運輸局三重運輸支局
6	一般財団法人三重県交通安全協会
7	一般社団法人三重県自家用自動車協会
8	一般社団法人三重県安全運転管理協議会
9	一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
10	一般社団法人三重県タクシー協会
11	一般社団法人三重県トラック協会
12	公益社団法人三重県バス協会
13	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
14	公益社団法人三重断酒新生会
15	三重県小売酒販組合連合会

令和2年[2020]年版 三重県飲酒運転Oをめざす年次報告書

令和3(2021)年 10 月発行 三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

E-mail:seikotu@pref.mie.lg.jp